平成２４年（フ）第８５７４号
東京都世田谷区代田１丁目10―６―302
債務者　中野渡末治
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５７５号
東京都調布市菊野台２丁目47―７―102
債務者　糸屋　義則
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５７６号
東京都西東京市西原町３丁目７－Ｂ―456
債務者　三瓶　哲政
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５７８号
千葉県松戸市新松戸１丁目153　ニュー松戸コーポＣ―105
債務者　穂苅　美一
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５８２号
東京都足立区保木間３丁目25―３　小倉第３ハイコーポ102
債務者　秋元　　学
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５８３号
東京都杉並区高円寺北１丁目８―10―103
債務者　鈴木　新次
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５９０号
東京都港区芝５丁目34―２―560
債務者　小川　世恭
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５９１号
東京都港区海岸３丁目16―８
債務者　渡部　博之
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５９５号
千葉県松戸市上本郷914―１―304
債務者　河野　直樹
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５９６号
東京都中野区中野１丁目６―18―203
債務者　尾寺　博之
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６０３号
東京都足立区鹿浜４丁目７―17―301
債務者　竹本由美子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６０９号
東京都目黒区東が丘１丁目７―２　こがね荘１
債務者　市村　正法
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６１１号
東京都練馬区石神井町１丁目１―34―504
債務者　小谷　香里
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６２９号
東京都練馬区大泉学園町５丁目11―18―310
債務者　増田　浩次
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６３１号
東京都江戸川区北篠崎２丁目３―20―202
債務者　原田　晶文
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８６３６号
埼玉県本庄市上仁手145―５　フランブリーズⅡ101
債務者　田井　竜之
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部